

京都市告示第 6 7 1号

平成 2 4 年 3 月 2 2 日京都市告示第 4 4 5 号（地域産木材を定める要綱）の一部を次のように改めます。

令和 3 年 3 月 3 1 日

京都市長 門 川 大 作

第 1 条中「第 2 4 条第 1 項」を「第 2 8 条第 1 項」に改める。

第 3 条中「第 2 4 条第 1 項」を「第 2 8 条第 1 項」に改める。

第 4 条中「都市計画局建築技術担当局長」を「都市計画局建築技術・景観担当局長」に改める。

別表中「第 2 4 条」を「第 2 8 条」に、「特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議」を「一般社団法人京都府木材組合連合会」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)